

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年7月20日(火曜日)

号外第45号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
<b>〇条例</b>		指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	14
かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	14
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	15
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	15
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	5	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	15
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	11	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・生活援護課)	16
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	12	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	17
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害福祉課)	12	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(警察・交通規制課)	17
福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害福祉課)	13	<b>〇規則</b>	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	13	かながわボランティア活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則の一部を改正する規則(政策・NPO協働推進課)	17
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	13		

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例

- (1) 県が神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金が全額償還されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

### 2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

### 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (2) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和3年10月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。

購読料  
一箇月 二、九三〇円  
一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部一、〇三九円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五一二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

**4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料等について新たに徴収することとするとともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (2) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**5 神奈川県県税条例の一部を改正する条例**

- (1) 地方税法の一部改正により、法人税において連結納税制度から通算制度への移行に併せて所要の措置が講じられたことに伴い、法人の県民税及び事業税に関する規定について規定の整備を行うこととした。(第17条、附則第8項～第11項、第13項関係)
- (2) 地方税法の一部改正により、法人の事業税を課する事業に電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業が追加されることに伴い、法人の事業税の区分経理に関する規定及び同税の税率に関する規定について所要の改正を行うこととした。(第17条、第18条、附則第15項関係)
- (3) 地方税法の一部改正により、地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存等について知事の承認が不要とされることに伴い、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が備え付け、及び保存する帳簿について、電磁的記録等による備付け及び保存に係る知事の承認を要しないこととした。(第35条関係)
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については、同年1月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**6 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。(第18条関係)
- (2) その他規定の整備を行うこととした。(第12条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

**7 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。(第22条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

**8 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。(第20条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

**9 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。
  - ア 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき職員について、医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う等の場合には、看護職員を置かないことができることとした。(第81条関係)
  - イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。(第112条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

**10 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第93条関係）

イ その他規定の整備を行うこととした。（第6条、第7条、第73条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 11 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第59条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 12 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第209条関係）

イ その他規定の整備を行うこととした。（第208条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 13 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第62条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 14 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第91条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 15 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。（第46条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 16 保護施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第7条の2関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。（第7条の3関係）

ウ 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。（第8条関係）

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第9条関係）

オ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。(第38条関係)

- (2) この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。ただし、(1)オについては、公布の日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

#### 17 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 緑警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

#### 18 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、信号機に関する基準に適合する信号機に、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを追加することとした。(第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。



条 例

かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第52号

かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例

かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金に係る債権第3条第1項第2号中「現金」を「次に掲げる現金」に改め、同号オ中「並びにエ」を「、エに掲げる償還金並びにオ」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第53号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項を削り、同表に次のように加える。

Table with 3 columns: Organization Name, Address, and Effective Date. Row 1: 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ, 横浜市金沢区柳町3番地16, 令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第54号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表1の2の項(2)中「公告し、又はインターネットの利用により」を削り、同表26の項(18)中「(17)まで」を「(26)まで」に改め、同項中(18)を(27)とし、同項(17)中「(15)まで」を「(21)まで及び(23)から(25)まで」に改め、同項中(17)を(26)とし、同項(16)中「(15)まで」を「(21)まで及び(23)から(25)まで」に改め、同項中(16)を(22)とし、その次に次のように加える。

(23) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第52条から第52条の6までの規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(24) 条例第110条の3第1項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

(25) 条例第110条の3第2項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

別表26の項中(15)を(21)とし、(3)から(14)までを6ずつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

(3) 条例第52条の5第1項の規定により、石綿排出等作業に係る届出を受理すること。

(4) 条例第52条の5第2項の規定により、緊急に行う必要がある場合における石綿排出等作業に係る届出を受理すること。

(5) 条例第52条の6の規定により、石綿排出等作業の完了の報告を受理すること。

(6) 条例第52条の7第1項の規定により、非常の事態の発生の通報を受理すること。

(7) 条例第52条の7第2項の規定により、非常の事態の状況等の報告を受理すること。

(8) 条例第52条の7第3項の規定により、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表26の項中「(2)並びに左欄(16)及び(17)」を「(2)に掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)」に、「左欄(8)から(15)まで並びに左欄(16)及び(17)のうち(8)から(15)まで」を「左欄(3)から(8)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(3)から(8)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務に関するものにあつては相模原市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(14)から(21)までに掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(14)から(21)まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表1の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第55号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の6 健康医療局関係の表78の項の次に次のように加える。

78の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	1万1,100円
78の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	1万1,100円
78の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	1万1,100円
78の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	1万1,100円

別表の6 健康医療局関係の表80の項及び81の項中「第13条第1項に規定する医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く)の次に「。以下この項において同じ」を、「医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く)の次に「。以下この項において同じ」を、「化粧品の製造業の許可に関する証明書」の次に「、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書」を加え、「又は医薬品医療機器等法施行令」を「、医薬品医療機器等法施行令」に改め、「修理業の許可に関する証明書」の次に「又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第3項に規定する基準確認証」を加え、「又は医療機器」を「、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器」に改め、「登録証」の次に「又は基準確認証」を加える。

別表の6 健康医療局関係の表113の項を次のように改める。

113 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	3万2,400円
---	------------------------	----------

別表の6 健康医療局関係の表113の項の次に次のように加える。

113の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	3万2,400円
113の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	3万2,400円
113の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等	医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請	2万3,400円

法第13条の2の2第4項に規定する医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	手数料	
113の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
113の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円

別表の6 健康医療局関係の表118の項(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「6万4,000円」を「7万7,400円」に改め、同項(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「4万900円」を「5万9,000円」に改め、同項(3)中「限る」を「限り、(4)に掲げるものを除く」に、「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)中「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)

2万8,300円

別表の6 健康医療局関係の表119の項(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「6万4,000円」を「7万7,400円」に改め、同項(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「4万900円」を「5万9,000円」に改め、同項(3)中「限る」を「限り、(4)に掲げるものを除く」に、「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)中「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)

2万8,300円

別表の6 健康医療局関係の表121の項(1)中「(4)」を「(5)」に、「12万3,400円」を「14万9,000円」に改め、同項(1)ア中「ウ」を「ウ及びエ」に、「2,100円」を「3,000円」に改め、同項(1)イ中「ウ」を「ウ及びエ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(1)ウ中「限る」を「限り、エに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(1)ウの次に次のように加える。

エ 医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに

500円

別表の6 健康医療局関係の表121の項(2)中「(4)」を「(5)」に、「8万8,600円」を「10万7,300円」に改め、同項(2)ア中「イ」を「イ及びウ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(2)イ中

<p>「限る」を「限り、ウに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(2)イの次に次のように加える。</p>	<p>イ 医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに</p>
<p>ウ 医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに</p>	<p>500円</p>
<p>別表の6 健康医療局関係の表121の項(3)中「限る」を「限り、(4)に該当するものを除く」に、「4万4,500円に1品目ごとに350円」を「6万3,100円に品目に応じて次に定める金額」に改め、同項(3)にア及びイとして次のように加える。</p>	<p>別表の6 健康医療局関係の表122の項(4)中「4万4,500円」を「6万3,100円」に、「350円」を「500円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。</p>
<p>ア 医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、イに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p>	<p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
<p>イ 医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに</p>	<p>別表の6 健康医療局関係の表中127の15の項を127の19の項とし、127の2の項から127の14の項までを4ずつ繰り下げ、127の項の次に次のように加える。</p>
<p>別表の6 健康医療局関係の表121の項(4)中「4万4,500円」を「6万3,100円」に、「350円」を「500円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。</p>	<p>127の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p>
<p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料</p>
<p>別表の6 健康医療局関係の表122の項(1)中「(4)」を「(5)」に、「12万3,400円」を「14万9,000円」に改め、同項(1)ア中「ウ」を「ウ及びエ」に、「2,100円」を「3,000円」に改め、同項(1)イ中「ウ」を「ウ及びエ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(1)ウ中「限る」を「限り、エに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(1)ウの次に次のように加える。</p>	<p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)及び(4)に該当するものを除く。 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p>
<p>エ 医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに</p>	<p>ア 無菌医薬品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに</p>
<p>別表の6 健康医療局関係の表122の項(2)中「(4)」を「(5)」に、「8万8,600円」を「10万7,300円」に改め、同項(2)ア中「イ」を「イ及びウ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(2)イ中「限る」を「限り、ウに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(2)イの次に次のように加える。</p>	<p>3,000円</p>
<p>ウ 医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに</p>	<p>イ 医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの限り、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに</p>
<p>別表の6 健康医療局関係の表122の項(3)中「限る」を「限り、(4)に該当するものを除く」に、「4万4,500円に1品目ごとに350円」を「6万3,100円に品目に応じて次に定める金額」に改め、同項(3)にア及びイとして次のように加える。</p>	<p>500円</p>
<p>ア 医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、イに掲げるものを除く。） 1品目ごとに</p>	<p>ウ 医薬品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに</p>
<p>500円</p>	<p>500円</p>
	<p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)及び</p>

	<p>(4)に該当するものを除く。) 10万7,300円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 1,500円</p> <p>イ 医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>ウ 医薬品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。) (4)に該当するものを除く。) 6万3,100円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに</p>	<p>127の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p> <p>医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料</p>	<p>500円</p> <p>イ 医薬品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 6万3,100円に品目に応じて500円及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)及び(4)に該当するものを除く。) 14万9,000円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 3,000円</p> <p>イ 医薬部外品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>ウ 医薬部外品 (製造工</p>
--	--	--	---

	<p>程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)及び(4)に該当するものを除く。) 10万7,300円に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 1,500円</p> <p>イ 医薬部外品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、ウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>ウ 医薬部外品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。) (4)に該当するものを除く。) 6万3,100円</p>	<p>127の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p> <p>変更計画に係る医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料</p>	<p>に品目に応じて次に定める金額及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 医薬部外品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、イに掲げるものを除く。) 1品目ごとに 500円</p> <p>イ 医薬部外品 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 1品目ごとに 500円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) 6万3,100円に品目に応じて500円及び1万円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)から(5)までに掲げるものを除く。) 7万7,400円</p> <p>(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (3)から(5)までに掲げるものを除く。) 5万9,000円</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品</p>
--	--	--	--

		<p>質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの)に限り、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p>	<p>のみを行うものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p>
<p>127の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>変更計画に係る医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p>7万7,400円</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p>5万9,000円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの)に限り、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管</p>	<p>別表の6 健康医療局関係の表139の項(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「6万4,000円」を「7万7,400円」に改め、同項(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「4万900円」を「5万9,000円」に改め、同項(3)中「限る」を「限り、(4)に掲げるものを除く」に、「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)中「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。</p> <p>(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>別表の6 健康医療局関係の表140の項(1)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「6万4,000円」を「7万7,400円」に改め、同項(2)中「及び(4)」を「から(5)まで」に、「4万900円」を「5万9,000円」に改め、同項(3)中「限る」を「限り、(4)に掲げるものを除く」に、「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)中「1万8,400円」を「2万8,300円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。</p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>別表の6 健康医療局関係の表142の項(1)中「(4)」を「(5)」に、「12万3,400円」を「14万9,000円」に改め、同項(1)ア中「ウ」を「ウ及びエ」に、「2,100円」を「3,000円」に改め、同項(1)イ中「ウ」を「ウ及びエ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(1)ウ中「限る」を「限り、エに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(1)ウの次に次のように加える。</p> <p>エ 輸出用の医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>1品目ごとに</p> <p>500円</p> <p>別表の6 健康医療局関係の表142の項(2)中「(4)」を「(5)」に、「8万8,600円」を「10万7,300円」に改め、同項(2)ア中「イ」を「イ及びウ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(2)イ中「限る」を「限り、ウに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(2)イの次に次のように加える。</p> <p>ウ 輸出用の医薬品(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>1品目ごとに</p> <p>500円</p>

別表の6 健康医療局関係の表142の項(3)中「限る」を「限り、(4)に該当するものを除く」に、「4万4,500円に1品目ごとに350円」を「6万3,100円に品目に応じて次に定める金額」に改め、同項(3)にア及びイとして次のように加える。

ア 輸出用の医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、イに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  
500円

イ 輸出用の医薬品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに  
500円

別表の6 健康医療局関係の表142の項(4)中「4万4,500円」を「6万3,100円」に、「350円」を「500円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額

別表の6 健康医療局関係の表143の項(1)中「(4)」を「(5)」に、「12万3,400円」を「14万9,000円」に改め、同項(1)ア中「ウ」を「ウ及びエ」に、「2,100円」を「3,000円」に改め、同項(1)イ中「ウ」を「ウ及びエ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(1)ウ中「限る」を「限り、エに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(1)ウの次に次のように加える。

エ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに  
500円

別表の6 健康医療局関係の表143の項(2)中「(4)」を「(5)」に、「8万8,600円」を「10万7,300円」に改め、同項(2)ア中「イ」を「イ及びウ」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同項(2)イ中「限る」を「限り、ウに掲げるものを除く」に、「350円」を「500円」に改め、同項(2)イの次に次のように加える。

ウ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに  
500円

別表の6 健康医療局関係の表143の項(3)中「限る」を「限り、(4)に該当するものを除く」に、「4万4,500円に1品目ごとに350円」を「6万3,100円に品目に応じて次に定める金額」に改め、同項(3)にア及びイとして次のように加える。

ア 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、イに掲げるものを除く。） 1品目ごとに  
500円

イ 輸出用の医薬部外品（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 1品目ごとに  
500円

別表の6 健康医療局関係の表143の項(4)中「4万4,500円」を

「6万3,100円」に、「350円」を「500円」に改め、同項(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期的適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） 6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額

別表の6 健康医療局関係の表144の項を次のように改める。

144 削除		
--------	--	--

別表の6 健康医療局関係の表中144の2の項を削り、146の3の項を146の5の項とし、146の2の項を146の4の項とし、146の項の次に次のように加える。

146の2 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	2,000円
146の3 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	2,900円

別表の6 健康医療局関係の表165の3の項及び165の4の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表の6 健康医療局関係の表144の項及び144の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の6 健康医療局関係の表118の項、119の項、121の項、122の項、139の項、140の項、142の項及び143の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

神奈川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第56号

**神奈川県税条例の一部を改正する条例**

神奈川県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「若しくは個別帰属益金額」及び「若しくは個別帰属損金額」を削り、同条第2項第2号中「又は同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。）の次に「又は同号に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第18条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第35条第3項中「であつて、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた」を「には、当該」に、「承認を受けた帳簿の」を「帳簿の」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項の

承認を受けている」を「前項の規定により備付け及び保存が行われている」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第8項中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第9項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第10項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第11項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は当該個別帰属法人税額」を削る。

附則第13項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第15項第2号及び第3号中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定及び附則第5項の規定は、同年1月1日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 改正後の第17条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の第17条第1項の規定は、なおその効力を有する。

4 改正後の第17条第2項第2号、第18条第2項及び第3項並びに附則第15項第2号及び第3号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

5 改正後の第35条第3項及び第4項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

6 改正後の附則第8項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

7 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、改正前の附則第8項から

第11項まで及び第13項の規定は、なおその効力を有する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第57号

#### 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第6条第6号」を「第6条第6項」に改める。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録)

**第18条** 婦人保護施設は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第58号

#### 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

**第22条** 地域活動支援センター及びその職員は、この条例の規定による記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により

行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第59号

**福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

**第20条** 福祉ホーム及びその職員は、この条例の規定による記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第60号

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第15章 雑則（第112条） 附則」に改める。

第81条第5項中「児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

本則に次の1章を加える。

**第15章 雑則**

（電磁的記録）

**第112条** 児童福祉施設及びその職員は、この条例の規定による記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第61号

**指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第8章 雑則（第93条） 附則」に改める。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第73条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

**第8章 雑則**

（電磁的記録等）

**第93条** 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、

この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第62号

#### 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第59条）  
附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

**第59条** 指定障害児入所施設等及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条（第58条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを

除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第63号

#### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第18章 雑則（第209条）  
附則」に改める。

第208条第1項中「特例介護給付費」と、「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」とに改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第18章 雑則

（電磁的記録等）

**第209条** 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の

4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第64号

**指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第3章 雑則(第62条) 附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

**第3章 雑則**

(電磁的記録等)

**第62条** 指定障害者支援施設及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、この条例の規定によ

る交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第65号

**障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則(第91条) 附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

**第10章 雑則**

(電磁的記録等)

**第91条** 障害福祉サービス事業者及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第66号

### 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第3章 雑則（第46条） 附則」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第3章 雑則

（電磁的記録等）

**第46条** 障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第67号

### 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第3章 雑則（第38条） 附則」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

**第7条の2** 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

**第7条の3** 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

本則に次の1章を加える。

#### 第3章 雑則

（電磁的記録）

**第38条** 救護施設等は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下「新条例」という。) 第 7 条の 3 (第 37 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 9 条第 2 項 (第 37 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 68 号

**警察組織に関する条例の一部を改正する条例**

警察組織に関する条例 (昭和 29 年神奈川県条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

別表神奈川県緑警察署の項位置の欄中「横浜市緑区台村町 135 番地の 14」を「横浜市緑区中山 4 丁目 36 番 13 号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 69 号

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例 (平成 25 年神奈川県条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「もの」の次に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

かながわボランティア活動推進基金 21 に属する財産の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 60 号

**かながわボランティア活動推進基金 21 に属する財産の管理に関する規則の一部を改正する規則**

かながわボランティア活動推進基金 21 に属する財産の管理に関する規則 (平成 13 年神奈川県規則第 61 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「次の各号に掲げる」を「条例第 3 条第 1 項第 1 号の」に、「当該各号に掲げる課」を「県土整備局建築住宅部住宅計画課」に改め、同項各号を削る。

第 4 条中「前条第 2 項各号に掲げる課の長 (以下「債権管理者」という。) は、同号に掲げる」を「県土整備局建築住宅部住宅計画課長は、条例第 3 条第 1 項第 1 号の」に改める。

第 5 条中「債権管理者」を「県土整備局建築住宅部住宅計画課長」に、「第 3 条第 2 項各号」を「条例第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。